



平成30年（行ウ）第93号、同98号ないし第104号

国籍確認等請求事件

原告 原告1 外7名

被告 国

準備書面（10）

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

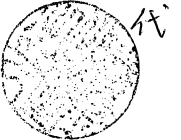
弁護士 近 藤 博 徳



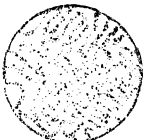
弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 富 増 四 季



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



第1	はじめに——本書面の目的	4
第2	原告らの日本国籍の剥奪の違憲性が本件の核心であること(被告準備書面(1)第3、1(2)ア(13頁乃至14頁)に対する反論)	4
1	原告らの日本国籍の剥奪の違憲性が本件の核心であること	4
2	日本国憲法は日本国民による外国籍の併有を肯定していること	5
(1)	被告が想定する国民と国家との結合関係の内実	5
(2)	憲法22条2項——複数国籍の存在を前提でありその存続及び解消は個人の自由の問題である	6
(3)	小括——被告の主張は憲法から「あまりにもかけ離れている」	7
第3	日本国籍の喪失に関する「広い立法裁量」などないこと(被告準備書面(1)第3、1(2)イ(14頁乃至15頁)に対する反論)	8
1	被告主張の「広い立法裁量論」の根拠の誤り	8
(1)	最高裁平成27年判決は被告主張の根拠にならないこと	8
(2)	憲法10条の沿革も被告主張の根拠にならないこと	9
2	日本国籍剥奪は厳しく制約されるとする政府答弁及びその他の学説	10
(1)	政府答弁(1984年)	10
(2)	原告ら準備書面(4)で未紹介の学説	11
3	小括	12
第4	原告らは国民主権原理およびそれに基づく代表民主制のプロセスの観点からも国籍法11条1項を検討していること(被告準備書面(1)第3、1(2)ウ(16頁乃至17頁)に対する反論)	12
1	被告が言うところの「国益」の判断基準は憲法であるべきこと	12
2	被告の批判は的外れであること	13
第5	自己の意思に反して恣意的に日本国籍を奪われない権利が憲法13条及び22条2項によって保障されていること(被告準備書面(1)第3、1(3)ア(17頁乃至18頁)に対する再反論)	14

第6 国籍剥奪が人格権を侵害すること(被告準備書面(1)第3、1(3)イ(18頁)に対する再反論)	15
第7 国籍法11条1項の違憲性は厳しく審査されるべきこと(被告準備書面(1)第3、2(2)イ(19頁)に対する反論)	16
第8 結論	17
1 国籍法11条1項は違憲無効である.....	17
2 確認の訴えについて.....	18

第1 はじめに——本書面の目的

原告らは、準備書面（8）及び（9）において、国籍法の立法目的に焦点を当てて、被告の主張の誤りを指摘した。本書面及び次の準備書面（11）で、原告らは、憲法と国籍及び国籍法の関係に焦点を当てて、被告の主張の憲法論上の誤りを指摘することを通して、国籍法11条1項が違憲無効であることを確認する。

本書面が対象とするのは、被告準備書面（1）第3・1及び同2（1）における被告の主張である。

第2 原告らの日本国籍の剥奪の違憲性が本件の核心であること（被告準備書面(1)第3、1(2)ア（13頁乃至14頁）に対する反論）

1 原告らの日本国籍の剥奪の違憲性が本件の核心であること

被告は、「原告らが主張する権利の内実は、つまるところ、重国籍を保持する利益を保有するとの主張に過ぎない」（被告準備書面（1）第3・1（1）、13頁）と主張する。

しかし、原告らの主張する権利の内実は、複数国籍を保持する利益ではなく、日本国籍を奪われない権利である。本件では「日本国籍」そのものが問題の核心にあり、国籍法11条1項による「日本国籍の剥奪」の違憲性にこそ焦点が当てられなくてはならない。

「日本国籍」およびその「剥奪」が意味するところの憲法上の重大性に比べれば、原告らが複数国籍となるかどうかは本質的問題ではない。「日本国籍」の「剥奪」は、日本国民の主権者たる地位を奪い憲法が保障する代表民主制のプロセスから永遠に追放し、かつ、基本的人権保障を受けるための土台を奪い去る。犯罪を犯したとしてもこれほど苛烈な扱いを受けることはない。「日本国籍」の「剥奪」自体に、憲法が保障する国の枠組み、具体的には、国民主権原理、基本的人権保障原理、「個人の尊重」原理などが支え合う憲法秩序を浸食し破壊する危険性がある。一方、原告らが複数国籍になったとしても、第三者の権利が侵害され

ることはいし憲法秩序への影響もない。生じた複数国籍については、その後に他の発生原因による場合と同様、複数国籍の解消の問題(国籍法13条、14条)として処理すれば足りる。

しかも、次の2でみるとおり、日本国憲法は、複数国籍の存在を何ら限定を付すことなく受け容れ、複数国籍の存続及び解消は個人の自由の問題と捉えている。換言すれば、憲法は、複数国籍を排除しようと“する”ことではなく、排除しようと“しない”こと、“受け容れる”ことを定めている。

被告は、日本国籍の剥奪の是非よりも複数国籍の肯否を重大な問題ととらえている。その姿勢は、事の軽重及び本件の核心を大きく見誤るのみならず、憲法の理解を根底から誤ったものというほかない。

2 日本国憲法は日本国民による外国籍の併有を肯定していること

(1) 被告が想定する国民と国家との結合関係の内実

被告は、複数国籍による「便益を求める関係は、国籍概念が前提としている国民と国家の結合関係とはあまりにもかけ離れたものである」と主張する(被告準備書面(1)第3・1(1)、14頁)。

被告がここでいう「国籍概念が前提としている国民と国家の結合関係」の具体的内容は不明確だが、被告は他の箇所、「1人の人間に対し複数の国家が対人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つと言うことは、主権国家の考え方とは本質的に相容れない性質のものである。」(答弁書(1)第5・4(1)、42頁)とか、「国籍が、国家の基本的構成要素の一つである国民、すなわち、主権の保持者であり統治権に服する者の範囲を画定するという問題である以上、一人の人間に対して複数の国家が対人主権を持つ、又は主権在民の国において一人の者が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権国家の考え方とは根本的には相容れないことであって、人は必ず国籍を持ち、かつ、国籍は唯一であるべきであるという考

え方が国籍の本質から導かれるものである。」などと主張している（被告準備書面（1）22頁、第3・2（3）イ（ア））。

これらの主張内容からうかがえるのは、被告が、複数国籍は国籍の本質に反するという考え、そしてそれゆえに国民と国家の結合関係は1対1であるべきという考えに立脚していることである。このような考えが誤りであることは、これまでに繰り返し説明してきた（原告ら準備書面（1）第2、準備書面（9）第3等）

しかも、次項（2）で説明するとおり、憲法22条2項は、国民と国家の結合関係が「1対多」となることを許容しており、複数国籍を肯定する現在の国際的趨勢に整合的な内容となっている。

（2） 憲法22条2項—複数国籍の存在を前提でありその存続及び解消は個人の自由の問題である

日本国籍離脱の自由（憲法22条2項）は、国際法上の無国籍防止原則（甲93（7頁脚注、8頁））の制約を受けるため、離脱した者が無国籍となる場合には認められないとされる（松本・甲69（321頁）、近藤・甲93（8頁））。

そのため、日本国籍離脱の自由は、日本国籍と外国籍を併有する者にのみ認められる。このことは被告も国会答弁で、「憲法の二十二條の第二項、国籍離脱の自由は、国籍不強制と申しますか、他国の国籍を持つておる者に対して、自国の国籍を強制しないという国籍法上の原則を規定したもの」と述べ、認めている（昭和25（1950）年4月19日参議院法務委員会における村上朝一政府委員の答弁、甲22（8頁第2～第3段））。

このように、憲法22条2項は、日本国籍と外国籍を併有する複数国籍者についてのみ日本国籍離脱の自由を保障した規定である。日本国籍と外国籍を併有する複数国籍者が存在しないなら、憲法22条2項は存在する意味がない。つまり憲法22条2項は、日本国民が外国籍を併有すること、すなわち複数国籍の日本

国民の存在を前提として設けられたのであって、憲法 22 条 2 項は複数国籍の日本国民の存在を前提としている。

そして、憲法 22 条 2 項は、外国籍を併有する日本国民に対して複数国籍の解消を求めもしないし強制もしない。複数国籍者が日本国籍を離脱するかどうかを本人の「離脱する自由」の問題として定め、日本国籍離脱を望まない者が複数国籍状態を続けることを受け容れている。

憲法全体をみても、複数国籍が「主権国家の考え方とは本質的に相容れない性質」のものであれば当然に存在して然るべき、日本国民が外国籍を併有することを禁止する規定はない。日本国民の複数国籍の解消を促進したり強制したりする規定もない。

これらの事実から明らかなように、日本国憲法は、複数国籍の存在を当然の前提として受け容れ、複数国籍の存続及び解消は個人の自由の問題と捉えている。換言すれば、憲法は、複数国籍を排除しようと“する”ことではなく、排除しようと“しない”こと、“受け容れる”ことを定めている。複数国籍に対する憲法のこのような姿勢は、日本国籍の離脱に関する自己決定権を尊重する点で「個人の尊重」原理と憲法 13 条に由来し、他国の対人主権を尊重し我が国の対人主権との併存を肯定するものである点で国際協調主義（憲法前文 3 項）に由来すると解される。

（３） 小括一被告の主張は憲法から「あまりにもかけ離れている」

以上のおり、憲法は、複数国籍の存在を当然の前提として受け容れ、複数国籍の存続及び解消は個人の自由の問題と捉えている。そのため、複数国籍は「主権国家の考え方とは本質的に相容れない性質のもの」であるとか、国民と国家の結合関係は 1 対 1 であるべきという考え方が「国籍の本質から導かれるものである」などとする被告主張の立場は、複数国籍を肯定する憲法とは「本質的に相容れない」。

したがって、被告の主張は、複数国籍に対する憲法の姿勢と相容れず、被告の言い回しを借りるならば、憲法から「あまりにもかけ離れている」（本節（１）冒頭参照）。

第３ 日本国籍の喪失に関する「広い立法裁量」などないこと（被告準備書面（１）第３、１（２）イ（１４頁乃至１５頁）に対する反論）

１ 被告主張の「広い立法裁量論」の根拠の誤り

被告は、「憲法は、その１０条において、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定するにとどめ、日本国籍の得喪に係る要件については、国会に広い立法裁量を与えているのである」（被告準備書面（１）第３・１（２）、１６頁）として、国籍法１１条１項の違憲審査は厳格な基準で行う必要はないと主張する。

被告がその根拠とするのは、①最高裁平成２７年３月１０日第三小法廷判決・民集６９巻２号２６５頁（以下「最高裁平成２７年判決」という。）と②憲法１０条の沿革である。

しかし、この①も②も、以下のとおり、被告主張の根拠になるものではない。

（１） 最高裁平成２７年判決は被告主張の根拠にならないこと

まず、①の最高裁平成２７年判決は、「国籍の得喪に関する要件」を定めるに当たって考慮要素となり得る事情や事項のいくつかを挙げたうえで、その定め方について、「立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される」と述べるものである。その判示から、立法裁量の広狭に関する最高裁の判断を読み取ることはできない。

次に、最高裁２７年判決の事案は、日本国籍の生来的取得要件の区別に関する立法裁量が争われたもので、日本国籍の喪失・剥奪の場面に関するものではない。原告らのように既に日本国籍を付与されて日本国民となった者から日本国籍を

喪失させることが厳しく制約されることは日本国籍の憲法上の重要性(最高裁平成20年大法廷判決、原告ら準備書面(4)第2乃至第6)から当然であるのに(これについては後記(3)でこれまで未提示の文献等を紹介する。)、この自明の理を無視して、日本国籍の「得喪」全般が「広い」立法裁量に服すると一律に論ずる被告の主張は杜撰に過ぎる。

以上の次第であるから、最高裁平成27年判決は、被告の主張する「広い」立法裁量の根拠にはならない。(なお、最高裁平成27年判決及びその前提となった最高裁平成20年判決については、原告ら準備書面(11)第2で詳細に分析・検討を行う。)

(2) 憲法10条の沿革も被告主張の根拠にならないこと

次に憲法10条の沿革(②)を見ると、当初は原案になかった憲法10条が挿入された理由について、枢密院での審議は次のようなものであった。

林(頼)委員から、第10条に関し、前の説明ではこのような規定は必要はないということであったが、これが挿入されたのはどういう理由か・という質疑があり、これに対し、金森大臣から次のように答えた。

自分もそのことは聞いていたし、多少心に満たないものもあるが、外国の圧力によってできたという誤解を一掃するために修正は多少寛大に歓迎しようという空気があった。社会的規定は、イデオロギー化するおそれがあるが、第10条については議会で一応抗弁はしたものの、このような規定は実質は無害であり、形式的にもよいということ、また、議会の権威をこういうところで明らかにすることはよいと考えて同感した・と答えた。(甲110(1000頁)、下線は原告ら代理人による。)

この質疑から明らかなおおりに、憲法10条の挿入は、「国会の立法裁量を広くすること」などの法的な特別の意味を持たせるためになされたものではない。もともと憲法の統制（憲法98条2項）に服することが予定されていた立法事項である「日本国民たる要件」について、それが立法事項となることを確認するものに過ぎなかった。

このことは、憲法制定議会等においてこの件の立法裁量を広くするべきとの議論が一切行われていないことから明らかである（乙22参照）。

よって、憲法10条の沿革も、被告の主張する「広い」立法裁量の根拠にはならない。

2 日本国籍剥奪は厳しく制約されるとする政府答弁及びその他の学説

(1) 政府答弁（1984年）

実は、被告自身も、国会答弁において、下記のとおり、国籍の付与の場面と喪失・剥奪の場面とでは国籍の権利性の有無が異なり、一旦与えられた日本国籍がほしいままに奪われてはならないものであることを認めてきた。

国籍が権利であるかという点につきましては、一たん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われるということがあってはならないという意味では権利だろうと思います。ただ、取得の問題として考えた場合に権利かという点、私どもはそうではないというふうに考えております。（昭和59（1984）年4月13日衆議院法務委員会における枇杷田政府委員の発言、甲89（4頁第3段））

本件訴訟における被告の主張は、過去のこの政府答弁と矛盾する。

(2) 原告ら準備書面(4)で未紹介の学説

本人の意思に反して日本国籍を剥奪することが憲法により厳しく制約されること、そしてそれゆえ国籍法11条1項の違憲性が厳しく審査されるべきことは、原告ら準備書面(4)第3乃至第6で詳説したとおりである。

同様の見解の学説は、原告ら準備書面(4)で紹介した以外にも見られる。たとえば、宍戸常寿は、最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決(国籍法3条1項違憲判決)を紹介したうえで、次のように説く。

国籍の付与が立法裁量に属するとしても、ひとたび国籍を取得した者から、公権力が、恣意的に国籍を剥奪することは憲法上禁止されていると解すべきである。(甲111(33頁～34頁))。

また、宮崎繁樹は、ローマ法以来の法原則(「法律が共通善に合致するためには、民衆の承諾よりも良いしるしはない。」)及び憲法13条を根拠に、次のように述べる。

国籍喪失によって当該者が無国籍者とならない場合であっても、本人の申請、同意によらずに当該者の国籍を失わせしめんとする場合は、公共の観点から国籍の剥奪が必要と認められる場合に限られると解すべきである。(甲112(42頁))

これは、たとえ複数国籍が生じたり解消されなかつたりする結果となっても、一旦付与された日本国籍を「剥奪」しうる場合は厳しく制限されるとする見解である。

さらに、近藤敦は、憲法22条2項が由来する米国において自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利が保障されているのと

同様に、日本においても、国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制限されており、日本国籍を剥奪することは、やまにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない、とする。そして、特別に国家の安全や国益を脅かす事例を除き、一般に、通常の帰化などにより外国の国籍を取得しただけで日本国民の国籍を剥奪する場合に、やまにやまれぬ政府利益があるものとはいえない、とする（甲93（10頁））。

3 小括

以上のとおり、憲法が日本国籍の得喪にかかる要件について国会に「広い」立法裁量を与えているとする被告の主張は、根拠がなく、誤りである。

第4 原告らは国民主権原理およびそれに基づく代表民主制のプロセスの観点からも国籍法11条1項を検討していること（被告準備書面(1)第3、1(2)ウ（16頁乃至17頁）に対する反論）

1 被告が言うところの「国益」の判断基準は憲法であるべきこと

被告は、「国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題として捉えれば事足りるというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるのかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題である。／したがって、「（ほしいままに）日本国籍を奪われない権利」とか、「日本国民が外国の国籍を取得しても自動的に日本国籍を奪われない権利」が憲法上保障されているとする原告らの主張は、国益という観点を欠き、専ら個人の権利義務の問題と捉えるものであって、国籍の意義や性質に反するものである。」と主張して、原告らを批判する（被告準備書面（1）第3・1（2）ウ、16～17頁。同第2・2、9頁2に同旨）。

被告が言う「国益」の内容は明らかではない。別の箇所では被告は「国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題として捉えれば事足りるというものではな

く、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるのかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題であるというべきである。／我が国における近時の議論の中には、このような国益という観点からみた国の存在意義を軽視し、あるいは、国籍の本来の概念を希薄化させて、国籍の有する意義を、専ら個人の権利の側から論じようとするものも少なくない」（被告準備書面（1）第2・2、9頁。下線は原告ら代理人による。）と論じているので、「国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるのか」を決することが被告の想定する「国益」のようである。

「どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるのか」を本件に即して考えるならば、外国籍を志望取得した者の日本国籍を剥奪するのが相当であるかを判断するための基準は、視点を個人に置くとしても国家に置くとしても、現憲法下では憲法に求めるほかない。

2 被告の批判は的外れであること

原告らは準備書面（4）第3において、憲法の基本原理及び条文を根拠に、外国籍を志望取得した者の日本国籍を剥奪するのが相当であるかを論じた。なすべきことをなしている原告らに対する被告の上記批判は的外れである。

なお、「国家の側からみて」と被告が述べる部分について、原告らは、国民が主権者として代表民主制を通じて統治に参加するという現憲法の“統治システム”の観点から、日本国籍の剥奪が厳しく規制されることを示した。この“統治システム”の観点からの検討は、「国家」の側からの検討であると同時に「個人」の側からの検討でもある。したがって、原告らの主張は国籍の有する意義を「専ら個人の権利義務の問題と捉えるもの」であるとする被告の批判は、この点でも的外れである。

そもそも、現憲法下では、「国家」と「国民（個人）」は支配・被支配の単純な対立関係ではなく、「国民（個人）」の人権保障が「国家」の利益を促進する

と考える関係にある。被告が、原告らは専ら個人の権利の観点から主張しているなどと批判するのは、被告が現憲法下での「国家」と「国民（個人）」のこの関係を正確にとらえきれていないためと考えられる。

被告の主張は、憲法に関する誤った理解に立脚して原告らを論難するものというほかなく的外れであり、誤りでもある。

第5 自己の意思に反して恣意的に日本国籍を奪われない権利が憲法13条及び22条2項によって保障されていること（被告準備書面(1)第3、1(3)ア（17頁乃至18頁）に対する再反論）

被告は、「憲法は22条2項において国籍離脱の自由を定めているが、この国籍離脱の自由は、国家の構成員たる資格からの離脱を自ら意欲する者に対して（無国籍状態が招来されない限りは）国家があえて引き留めず、妨害しないという、いわば消極的権利にすぎないのであって、そのような、消極的権利が憲法上保障されていることをもって、それ以外の国籍の得の局面においても本人の意思が尊重されるべきことが憲法上直ちに要請されているとみることはできない。」と主張する（被告準備書面(1)第3、1(3)ア（17頁乃至18頁））。

しかし、被告のこの主張は、国籍離脱の自由がその生成期に果たした役割あるいは当時顕在化していた意義を述べるものに過ぎない。

国籍離脱の自由の根底には、国籍の得喪に関する個人の自由意思を尊重すべきであるとする国籍自由の原則があり、国籍離脱の自由は国籍を奪われない権利すなわち国籍を離脱しない自由をも保障する。このことは、国籍離脱の自由の源となった米国において、市民には「自発的に市民権を放棄しない限り、自由な国に市民として留まる憲法上の権利」が認められ（*Afroyim v. Rusk* 387 U.S.253,267(1967)、甲67の1、甲67の2参照）、米国市民権を放棄する自発的な意思の存在が証明されない限り米国市民権が喪失させられることはない

旨が法定されるに至ったという、同自由の発展の歴史をみれば明らかである(近藤敦・甲93(14頁))。

被告の主張は、国籍離脱の自由のほんの一面のみを切り出して憲法22条2項の意義と役割を矮小化するもので、誤りである(原告ら準備書面(4)第5・16～18頁参照)。

第6 国籍剥奪が人格権を侵害すること(被告準備書面(1)第3、1(3)イ(18頁)に対する再反論)

被告は、①「日本国籍を介在させた「愛着」、「アイデンティティー」、「絆」というものは極めて曖昧な概念であって憲法上の権利として法的保護に値するような利益であるとはいえない。」としたうえで、②「更にいえば、原告らが述べる「先祖や親族との世代や空間を超えた親密なつながり」や「日本国内外の友人たちと協働して母国である日本を進捗発展させていくうえで必要な、かけがえのない絆」や「日本語を用いた名前を通して伝えられる名づけ親の思い」などは、国籍を変更することによって直ちに失われるものではなく、したがって、「各人の固有の存在意義・目的」や「各人の個性」が奪い取られることになるなどは到底いえない。」などと主張する(被告準備書面(1)第3、1(3)ア(18頁))。

しかし、国籍が個人のアイデンティティ(人格権)の一部を構成することは、現代社会における常識とも言えるものである。

このことは、原告ら準備書面(4)20～21頁で紹介した国連文書(甲19の1、19の2)や国際司法裁判所及び我が国裁判所の裁判例(甲12の1、甲12の2、甲13(146(1434頁)))に現れている。

また、ストラスブール条約改正に向けた動きの中では、「ある者の国籍はその国民としてのアイデンティティーの感覚に相応するのが自然である」との指摘を含む提案が専門家委員会からなされた(「ヨーロッパ移民労働者及びその家族の帰化ならびに重国籍問題に関する専門家委員会」)。さらに、1988年のヨー

ロッパ評議会の総会では、「人の国籍は単に行政的事項にとどまるものではなく、人間の尊厳と文化的アイデンティティの重要な一要素である」とする勧告が出されている（甲92（22～25頁））。

そして、我が国の学説にも、「国籍によって、各人は自己のアイデンティティに対する権利ないし利益を保障されてきたといえるのではないか」と述べたうえで、「とりわけ民族的一体性を強調される従来の国民国家における国籍については、民族的一体性が強調されるが故に、国籍をもつということは即、民族としてのアイデンティティを確認することにつながるものだったのであった。このことは、社会において少数民族を構成する外国人において、特に顕著に見出だされるように思われる」と述べる見解がある（門田孝・甲113（124～125頁））。

この見解は、国外に移住した人の複合的なアイデンティティへの対応において望ましいとの観点から複数国籍を肯定する国際的な議論（近藤敦・甲93（20頁））に通底するものである。

被告の主張は、国境を越えた人の生活圏の広がりがある個人のアイデンティティと国籍の関係に与える影響を十分にふまえておらず、誤りである。

第7 国籍法11条1項の違憲性は厳しく審査されるべきこと（被告準備書面(1)第3、2(2)イ（19頁）に対する反論）

被告は、①国籍法11条1項の違憲性の判断基準について、国籍に関する広汎な立法裁量が存在することを前提に、「立法目的とその立法目的達成手段について合理性が認められれば足りるというべきである」（被告準備書面(1)第3、2(2)ア（19～20頁））と主張する。

しかし、被告が前提とする“広汎な立法裁量”論が誤りであることは、上記第3のとおりである。被告の主張は、その前提から誤っており、結論も誤りである。日本国籍の憲法上の重要性に鑑み、その剥奪を定める国籍法11条1項の違憲性は厳格に審査されなければならない（原告ら準備書面（4）第7）。

被告はまた、「原告らが述べる国民主権原理や基本的人権尊重原理が日本国憲法上重要な原理・原則であることは否定しないが、原告らの主張は、自己の志望により外国籍を取得し、当該外国籍に加えて日本国籍をも二重に保持することにより、二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地位や基本的人権の享有主体たる地位を保持することを認めるべきであるというものであって、このような場面においても、上記国民主権原理や基本的人権尊重原理の重要性を理由に、厳格な違憲審査がされなければならないなどとはいえない」（第3・2（2）イ、20頁）とも主張する。

しかし、被告のこの主張は、つまるところ、国民主権原理や基本的人権尊重原理がいかに重要であろうとも、外国籍を志望取得した日本国民からは日本国籍を剥奪すべきだとする主張である。「国民主権原理や基本的人権尊重原理が日本国憲法上重要な原理・原則であることは否定しないが」などと述べつつ、実際にはこれら原則を軽視あるいは無視するに等しい結論を肯定する被告の主張は、矛盾が著しく、誤りである。

第8 結論

1 国籍法11条1項は違憲無効である

以上のとおり、準備書面（1）における被告の主張は、的外れのものか誤りばかりである。

したがって、被告の主張に理由はなく、原告ら準備書面（4）において述べたとおり、日本国籍剥奪は国民主権原理や基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理さらには憲法22条2項および13条により厳しく制約され、外国籍取得を理由に日本国籍を本人の意思に反してまで喪失させる国籍法11条1項は、その立法目的が「国籍変更の自由の保障」であれ「複数国籍の発生防止」であれ、1950（昭和25）年の立法当初から違憲無効である。

2 確認の訴えについて

上記のとおり、国籍法11条1項は、原告1乃至6が外国籍を取得した当時はもちろん、現在も違憲無効である。

したがって、原告らの確認の訴えは認容されなくてはならない。

以上